

第三節 日清・日露の両戦役

出石の兵制

一八七二年（明治四）の廃藩置県のもの、出石藩や豊岡藩の藩兵は解散となり、一八七三年（明治六）に徴兵令が布告されて国民皆兵の時代となった。但馬地方は、はじめは大阪鎮台の管下に属し、一八八八年（明治二二）より大阪第四師団が編成されるやその管下に入り、更に一八九七年（明治三〇）には姫路第一〇師団の編成にともない以後はその管下に入った。

大阪第四師団の時代には歩兵第二〇連隊（福知山）が、また姫路第一〇師団の時代には歩兵第一〇連隊（姫路）・歩兵第四〇連隊（鳥取）・歩兵第二〇連隊（福知山）がそれぞれ但馬地方の出身兵士の入営部隊となった。日露戦争当時には、但馬五郡のうち朝来・養父・出石三郡は福知山第二〇連隊区に、城崎・美方二郡は鳥取第四〇連隊区に所属していた。鳥取連隊の演習地は鳥取砂丘地帯、姫路連隊の演習地は青野ヶ原、福知山連隊は長田野であった。出石地方の出身兵士は、長田野で血と汗と涙の猛訓練を繰り返した。

出石地方出身の兵士が最初に戦闘に参加したのは西南の役である。何名が参加したのか正確には判明しないが、戦没者第一号となったのは室埴村出身の陸軍二等卒清水又次郎で、一八七七年（明治一〇）三月一〇日の熊本県田原坂の戦いで戦死した。その後、日清戦争に至るまでの間は出石地方から何名の兵士が従軍したか

正確には分かっていない。

徴兵検査の事務は出石郡役所が所管しており、検査場には郡役所の建物が使用された。検査の翌日には抽選が行なわれて入営者が決定した。

日清戦争

日清戦争は、一八九四年（明治二七）七月二五日の豊島沖海戦で火ぶたを切り、八月一日に宣戦

と出石

が布告された。それまで激しい対立抗争に明け暮れていた国内政局は、開戦と共に政争を中止

して議会における民党も政府支持に廻った。明治天皇は九月一三日に大本営を広島に移し、挙国一致態勢が布かれた。この年の三月一日に第三回総選挙を実施したばかりの帝国議会は、その半年後の九月一日に第四回総選挙を実施した。このとき兵庫第九区より無所属で当選した桜井勉は、一〇月一五日に広島に召集された第七回臨時議会に初めて臨み、推されて臨時軍事費予算委員会の特別委員長の重責に就いた。責任の重大さを痛感して秘策を練った桜井勉の議事進行ぶりは鮮やかなもので、委員会の開会宣言の後、機を失せず「原案に異議なしと認め可決する」、次いで「第二・第三読会省略に異議なしと認め可決する」旨宣言して速決した（『児山櫻井勉翁米壽賀集』）。日清戦争の戦費は、結局二億円余りに及び当時の国家歳入の約三倍の多額に上った。それまで抗争に明け暮れた議会が、軍事費の支出に満場一致で協賛したことは我が国の内外から驚嘆の目で見られたが、桜井勉はその立て役者の一人となったわけである。

日清戦争に際して、大阪第四師団に属した福知山歩兵第二〇連隊は、満州方面に出動して各地の戦闘に参加したが、戦後は台湾に派遣されてその守備に当たった。

こうのとりが出石郊外にある桜尾の鶴山に飛来して営巢し、勝利の瑞鳥ずいちょうとして日本全国に名声をとどろか

せたことについては別項で紹介する(第五章第五節)。

「城崎郡役所事績」によれば、日清戦争に城崎郡内から召集された従軍軍人は陸軍二六四名、海軍二四名で、戦死者は二八名(召集軍人の約一割)であった。日露戦争になると動員された城崎郡出身の兵士は一九四七名に上り、大体家数八戸に一名の割合で召集され、戦死者は一〇八名に達した。動員の規模は、日露戦争では日清戦争の七倍強に増大している。出石郡の人口は一八九七年(明治三〇)当時で城崎郡の約四割弱であったから、城崎郡の兵士の約四割程度(日清戦争で一〇〇名余、日露戦争で約八〇〇名)の人数が出石郡から動員され従軍したものと推定してよいであろう。

一八九六年(明治二九)七月には全国的な軍民組織として「尚武会」が設立されている。出石郡でも「出石郡尚武義会」が出石郡役所内につくられた。出石郡内に居住する戸主全員が会員となり、各町村には役場内に支部が置かれて町村長は支部長に、郡長は会長と決まっていた。尚武会の目的は、「平素郡民の尚武心を養成し、軍人を敬待し、有事の日に当りては郡民挙て充分の力を致し、軍人をして奮^そって其の本分を尽さしめ、且、在郷軍人の志気を振作せしめんがため兵談会を開く」ことであった。その行事としては、現役兵の入営または満期帰郷・帰休・在郷軍人召集・応召・解隊帰郷などの際に丁重に送迎の式を行なうものとし、現役入営の時は餞^{せん}別として金五〇銭に慰労状を添えて贈与した。このような官製の軍事思想強化教育団体が、社会一般の軍国主義化の推進のために果たした役割は大きかった。

姫路第一〇師団が編成されたのち、連隊区ごとにその設置と並んで憲兵管区が置かれた。出石は兵庫憲兵管区姫路二階町屯所^{とんと}の巡察区となった。明治三〇年代に入って徴兵令違反・陸軍服役条例違反・陸軍召集条

例違反・徴兵忌避・簡閲点呼不応などの罪名で処罰される者が豊岡区裁判所管内で全但的に年間数十名から百数十名発生している。告発は、但馬各郡の郡長からなされたほか姫路二階町憲兵屯所・鳥取連隊区・福知山連隊区などからもなされた。この時期に兵役忌避の事例が意外に多く存在していた。

日露戦争

日露戦争が始まると、姫路第一〇師団福知山歩

と出石

兵第二〇連隊は再び満州方面に転戦し、遼陽・

奉天などの戦闘に参加して多数の犠牲者を出した。

一九〇四年(明治三七)九月三日の遼陽攻撃の際の歩兵第二〇連隊の奮戦ぶりはめざましかったが、敵陣の防備が堅固で激戦を極め、味方の死傷者が続出して兵力の半分を失った。とくに第二大隊は将校がことごとく死傷するという事態に至ったが、秩序整然としてよく奮戦し、猛然たる突撃を敢行して堅塁を陥れ、遼陽城門の守兵を駆逐して全軍の先頭となってその東南門を占領するという^{かくかく}赫々たる武功をあげ、第四軍司令官野津道貫大将よりの感状を受けた。それだけに歩兵第二〇連隊に所属する犠牲者の数は多く、銃後の痛手も大きかった。

神美村では出征軍人は応召の際にすべて出石神社に参拝して神酒・御守・御洗米を頂戴し、境内の角力場で万歳を三唱してから出発するという習わしがあり、この角力場は万歳台と称された。日露開戦以来、出石神社では我が軍の全勝と出征軍人の武運長久を毎日祈願し、我が軍大勝の知らせが届くごとに奉告祭を執行



写真 65 日露戦争勃発(『神戸新聞』1904年〔明治37〕2月11日付)



写真 66 日清・日露戦利品陳列 (出石神社)

した。出石神社以外の各地の神社でも、同じように戦勝祈願や奉告祭が行なわれた。

一九〇五年(明治三八)一月一日、旅順のロシア軍は降伏した。一月五日には出石町の旅順開城祝賀会が盛大に開かれた。午前八時、大太鼓を合図に町民二〇〇〇余人が礼服を着用し、日の丸の小旗を携えて小学校の運動場に集合した。各町名の入った旗の下に整列し、松井旗二町長が祝詞を述べた後に大日本帝国の万歳を三唱、それより小学校生徒が武装して軍歌を唱えつつ先導となり、消防組がこれに続いた。各町ごとに隊伍を整え、まず出石神社に向かって出発し、宮内廳一八町の街道は人と国旗で満たされた。この日は天気晴朗、

両側の田圃・山野の白雪は朝日に照り映えて輝き、一行は全員神殿の周囲に整列して参拝し、大元帥陛下及び陸海軍の万歳を三唱した。それから出石町の氏神たる伊福部神社・諸杉神社・石部神社の三社に参拝した。ち午後二時に解散した。行程約二里、雪中泥濘行進となったが、休憩・昼食ぬきにもかかわらず整然と隊伍を組み参拝を終えた。その後各町ごとに町民が集合して盛大な祝宴が開かれ、夜に入って俄狂言もあり、夜半まで町内は鐘や太鼓の喧噪で賑わった。三月一〇日の奉天占領の報道がなされると全町で各戸ごとに国旗を掲げ、路上には小国旗を掲揚して満街飾を施したり花火を打ち上げるなどして戦勝を祝った。夕方からは有志一五〇〇余名が焔灯を携えて弘道小学校々庭に集合し、陛下の万歳・陸海軍万歳を三唱し



写真 67 「講和問題但馬国民大会」開催される(『但馬新聞』1905年〔明治38〕9月13日付)

反対運動が全国各地に広がった。

但馬地方でも九月一三日の午後二時から豊岡町の神武山公園で「講和問題但馬国民大会」が開催された。参加者は五〇〇〇余名であったというから出石地方からも相当数の参加があったとみてよい。大会は、「講和条件は開戦の目的と戦勝の効果を滅却した不法屈辱のもの」と認め挙国一致これを打破すべし、全権は速かに処決して謝罪すべし」との宣言と、枢密院議長伊藤博文あてに「条約破棄に努力されんことを望む」と打電することを決議して午後四時散会した。そして、群衆の憤慨は噴出し、いたるところで殺気紛々の情景が見られたという。

出石出身の 仙石政固（一八四三年〔天保一四〕～一九一七年〔大正六〕）は仙石氏第八代当主で、版籍奉還後の

軍人たち

初代出石藩知事となった第七代久利の後をうけて一八七〇年（明治三）に第二代出石藩知事となったが、廃藩置県のものには東京芝区神谷町に居住し、子爵に列せられて憲政施行後は貴族院議員となった

て散会した。

日本海々戦で連合艦隊全勝の知らせを受けた六月一日には、村内一同終日休業して各々氏神に参拝し祝意を表している。

このようにして日露戦争は陸海における我が国の軍事的勝利のもとにポーツマス講和を迎えたが、九月五日に調印された条約内容を不満として講和

出石士族の総帥である。彼は宮内省の侍従や内務省の役人（少書記官）、それに生命保険会社（日宗生命）の重役を勤めたが軍人の職業には就かなかった。その子仙石政敬（一八七二年〔明治五〕～一九三五年〔昭和一〇〕）も帝大法科を卒えて襲爵し、賞勲局総裁・宗秩寮総裁や貴族院議員となり、従二位勲一等に叙せられているが、軍人にはならなかった。

明治政府は薩長の藩閥で固められていたため、旧出石藩士で政界・軍部に身を投じ大臣・大将として立身出世した人物は見当たらない。旧出石藩士の中で、最も軍人として高い地位に上ったのは陸軍中将の新井晴簡（一八五三年〔嘉永六〕～一九〇六年〔明治三九〕）である。

新井晴簡は一八五三年出石藩の平勘定役晴景の長男に生まれ、弘道館に学んだ。一八七〇年（明治三）陸軍兵学校に入り、一八七三年（明治六）陸軍砲兵少尉に任官され東京鎮台砲兵大隊に配属となった。一八八三年（明治一六）には近衛砲兵大隊第一中隊長に任じられて少佐に進み、日清戦争では大佐に昇進して臨時徒歩砲



写真 68 新井晴簡
（『但馬新聞』より）

兵第一連隊長となり、大連湾や旅順港へ転戦し戦功をあげて凱旋した。その後、要塞砲兵第一連隊長兼砲工学校校長・陸軍省人事課長を経て一八九八年（明治三二）下関要塞司令官となり、対馬警備司令官・野砲兵第一旅団長などを歴任して少将に進んだ。日露戦争では陸軍中将となり、下関戦時指揮官として活躍し、戦功によって男爵に列せられたが、病気のため一九〇六年（明治三九）に予備役となり、同年五月一七日五三歳で没し勲一

表24 出石出身日露戦争従軍將校名簿

階級	氏名	出身地	備考
陸軍中將	新井 晴簡	(出石町)	勲一等男爵
陸軍歩兵大佐	西山 敏	(出石町)	勲三等功四級
陸軍憲兵少佐	高橋 治	(出石町)	
陸軍歩兵大尉	西山 久義・五歩一貞次郎	(出石町)	
陸軍歩兵中尉	安田 安太	(出石町)、田辺 貢(神美村)	
陸軍砲兵中尉	西川 達次郎	(出石町)	
陸軍歩兵少尉	中野 隆三	(出石町)	
陸軍二等主計	林 真夫	(出石町)	
陸軍二等軍医	奥田 作蔵	(出石町)	
海軍少尉	岸科 政雄	(出石町)	
海軍医官	白井 麟	(出石町)	
海軍造兵廠技手	多田 重予	(出石町)	

兵少佐高橋治の二名にとどまり、残りは尉官級で占めている。しかも、尉官級といえども大尉はわずかに二名である。一方、下士官クラスが五一名に達しておりこの層は従軍者の一一パーセントで非常に厚い。兵隊クラスは三八一名で八六パーセントに及んでいる(表25参照)。

一九〇六年(明治三九)五月五日、出石郡尚武義会は有子山旧城跡において出石郡内の戦病死者八〇余名の招魂祭を挙行した。翌六日は出石郡内の凱旋軍人七〇〇余名を招待し盛大な祝宴が開催された。

日露戦役の勲功による叙勲者の数は多数に上り、城崎郡内在郷軍人の数字を見ると、金鷄勲章功五級五

等に叙せられた。法名は天光院殿 諦岳晴簡居士、墓所は出石町下谷の吉祥寺にある。

新井晴簡に並ぶ軍人は見当たらない。日露戦争に従軍した出石町域の出身者は計四四六名で、そのうち將校クラスはわずかその三パーセントの一四名にすぎない。その名簿(表24)をみると一三名が旧出石町出身で士族層と思われるが、佐官級は陸軍歩兵大佐西山敏、憲

第3章 明治後期の出石

表 25 日露戦争従軍者階級別集計表(出石郡)

階級		出石町	室埴村	小坂村	神美村	合計	%	合橋村	高橋村	資母村
将	中将	1				1				
	中将	1				1				
	少将	1				1				
	大尉	2				2				
	中尉	2			1	3			1	
	少尉	2				2		1	1	3
	その他	4				4			2	
校	小計	13			1	14	3	1	4	3
	%	10				3		1	5	3
下士官	曹長							1		
	軍曹	15	5	4	8	32	7	2	1	3
	伍長	1	5	2	5	13	3	3		2
	その他	1	1	2	2	6	1		2	
	小計	17	11	8	15	51	11	6	3	5
%	12	10	13	11	11		6	3	4	
兵	上等兵	18	11	6	12	47	11	11	13	10
	一等卒	34	43	21	52	150	34	49	41	58
	二等卒	10	3	4	9	26	6	13	4	6
	輸卒	24	39	21	41	125	28	26	21	27
	その他	20	1	2	10	33	7	1	2	3
	小計	106	97	54	124	381	86	100	81	104
%	78	90	87	89	86		93	92	93	
合計	136	108	62	140	446	100	107	88	112	
%	100	100	100	100	100		100	100	100	

第3節 日清・日露の兩戦役

人・功六級七人・功七級一〇〇人・勲四等一人・勲五等五人・勲六等一八人・勲七等一〇七人・勲八等一二七四人に達した。出石郡内においてもこれと同様に極めて多数の叙勲者が出たものとみられる。

戦没者の部

明治期から大正期へかけての出石町域出身の戦没者の名簿は表26のとおりである。

落別分佈

また、出石町域出身者の明治期から大正・昭和へかけての全戦没者を出身部落別に集計した

一覽表は表27のとおりである。全戦没者数は六六九名に上っているが、西南・日清・日露の戦役の戦没者数は三二名で、五パーセントに満たない。戦争の規模と比例して犠牲者がいかに拡大していくか、実に目を見張らせるものがある。

表 26 出石出身戦没者名簿（明治・大正期）

戦没年月日	出身部落	氏名	階級	戦没場所
(明治) 一八七七・三・一〇	室埴村鍛冶屋	清水又次郎	陸軍二等卒	肥後国、田原坂
一八九五・九・八	神美村奥小野	田辺長藏	歩兵一等卒	清国、栃木城
一八九六・一一・二三	出石町松枝	仙石哲一	(不明)	広島
一八九七・二・三	〃	川見万吉	陸軍二等軍曹	台湾、花蓮港合歡山
一八九七・五・五	〃	石田弁造	陸軍上等兵	台湾
一八九八・九・一九	室埴村寺坂	国村与太郎	陸軍一等書記	東京、衛戍病院
一九〇二・一一・二	〃	日野辺	陸軍二等卒	清国、三塊石
一九〇四・一〇・一二	小坂村伊豆	田口佐太郎	陸軍一等兵	清国、三塊石山付近
一九〇四・六・一五	神美村奥小野	岡崎安太郎	陸軍輜重輪卒	玄海灘、常陸丸遭難
一九〇四・九・三	室埴村荒木	加藤増吉	陸軍一等卒	満州、遼陽
〃	出石町小人	多根常之助	陸軍曹長	〃

第3章 明治後期の出兵

一九一九・二・二六	一九〇六・一〇・二二	一九〇六・五・二五	一九〇六・四・一九	一九〇五・一〇・一六	一九〇五・八・一六	一九〇五・三・一五	一九〇五・三・一六	一九〇五・三・三・四	一九〇五・三・五	一九〇五・三・三	一九〇五・三・二	一九〇四・一〇・一六	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
〃	出石町内町	神美村宮内	室埴村寺坂	出石町松枝	小坂村丸中	〃 寺町	出石町下谷	神美村宮内	出石町八木	〃 大谷	小坂村森井	室埴村桐野	出石町魚屋	室埴村坪口	小坂村大谷	〃 日野辺	〃 百合	〃 和屋	室埴村鍛冶屋	〃 川原	
西山達次郎	楠 寂雄	奥座久吉	武田文太郎	井関岩吉	田結庄藤太郎	北橋松藏	松本菊造	中島伊三郎	松井岩造	青山房太郎	坪井梅太郎	福富半藏	村上常吉	坂本鉄藏	立脇定吉	国村真太郎	高下文吉	栄次米藏	倉見安之助	三谷竹次郎	
(不明)	(不明)	歩兵一等兵	陸軍輜重輸卒	(不明)	陸軍輜重輸卒	歩兵一等卒	(不明)	工兵一等兵	陸軍上等兵	陸軍二等卒	陸軍一等兵	陸軍二等卒	(不明)	陸軍上等兵	陸軍伍長	陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍上等兵	陸軍上等兵	
シペリヤ アレキセーフスク	(不明)	自宅	姫路、予備陸軍病院	清国、魏家楼子	清国、開原兵站病院	清国、盛京省馬群内	清国、柳樹屯南方	〃	満州、奉天付近	清国、盛京省万宝山 付近	清国、盛京省万宝山 付近	満州、奉天付近	清国、盛京省奉天対 小東勾	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第3節 日清・日露の兩戦役

表 27 町村部落別戦没者集計表

戦争名	戦争名					合計	戦争名	戦争名					合計
	日清	日露	滿州日中	太平洋	不詳			日清	日露	滿州日中	太平洋	不詳	
総人数	6	26	99	532	6	669	榎見		2		4		6
出石町計	3	9	33	212	3	260	和屋	1	2		7		10
谷山	1	1		14		16	奥山		1		11		12
下谷		1		4		5	百合	1			6		7
材木			1	10		11	上野				3		3
魚屋			1	14		19	中野				2		2
東条			1	10		11	日野	2	5		6		13
寺町		1	7	19		27	桐野	1	1	14			16
内町		1	1	8		10	寺坂	1	1	3	12		17
八木		1	1	11		13	小坂村計		5	20	102	2	129
本町				11		11	水上			3	3		6
宵田			2	18	1	21	長砂			4	9	1	14
田結			6	15		21	鳥居			2	9		11
小庄		1	2	9		12	森井	1	2		6		9
柳人	1		3	4		8	丸中	1			4		5
川原		1	2	26	2	31	大谷	2	1	7	1		11
松枝	1	1	3	31		36	三木			2	9		11
弘原				8		8	片間				8		8
室壇村計	2	9	28	136	1	176	伊豆		1	4	17		22
細見			3	10		13	福居			1	9		10
荒木		1	2	10	1	14	嶋			1	21		22
平田			1	8		9	神美分計	1	3	18	82		104
福見				6		6	宮内		2	9	28		39
暮坂			2	8		10	袴狭			1	16		17
鍛冶	注1	1	1	9		12	口小野			4	16		20
福住				9		9	奥小野	1	1	1	20		23
中村			2	5		7	田多			3	1		4
坪口		1	3	6		10	安良				1		1

注 西南の役による戦没者。

第四節 農業の発展と農村の暮らし

出石川治水 豊岡盆地の中央部を北流する円山川本流に出石郡を貫流してきた出石川本流が注ぎ込む合流

対策の進展 点付近は、但馬地方における最大の洪水災害発生地帯であったといふことができる。出石町

から室埴村・小坂村・神美村にかけて、出石川堤防の決潰を防ぐために沿岸住民の血みどろの涙ぐましい治水闘争の歴史が繰り広げられてきた。

大保恵堤防は、小坂村伊豆字ウグイを起点として出石川右岸に沿い、出石・気多・城崎三郡の境にあってその利害は一八か村に及び、古来最も紛議の激しい場所であったとされている。ウグイ堤防が決潰した場合には、小坂村の出石川右岸部分・神美村の一部・城崎郡新田村に最も苦痛を与えた。これに反して当堤防が決潰しない時は、小坂村の出石川左岸地帯・城崎郡中筋村・八条村が危険にさらされ、この両者の利害は全く相反する状況にあった。そのためいったん大水に見舞われると、水防をめぐって利害関係者が一挙に出動してこの場所一帯で相争い、流血の事態が発生することがしばしばであった。

ウグイ堤防は出石より豊岡に通ずる県道も兼ねていたが、中水位でも決潰するのが常で、増水時には小坂・神美・新田の村民が馳せつけ、対岸の片間堤防が危うしとみるとその防衛の手を逆用して土俵を運ぶと

第4節 農業の発展と農村の暮らし

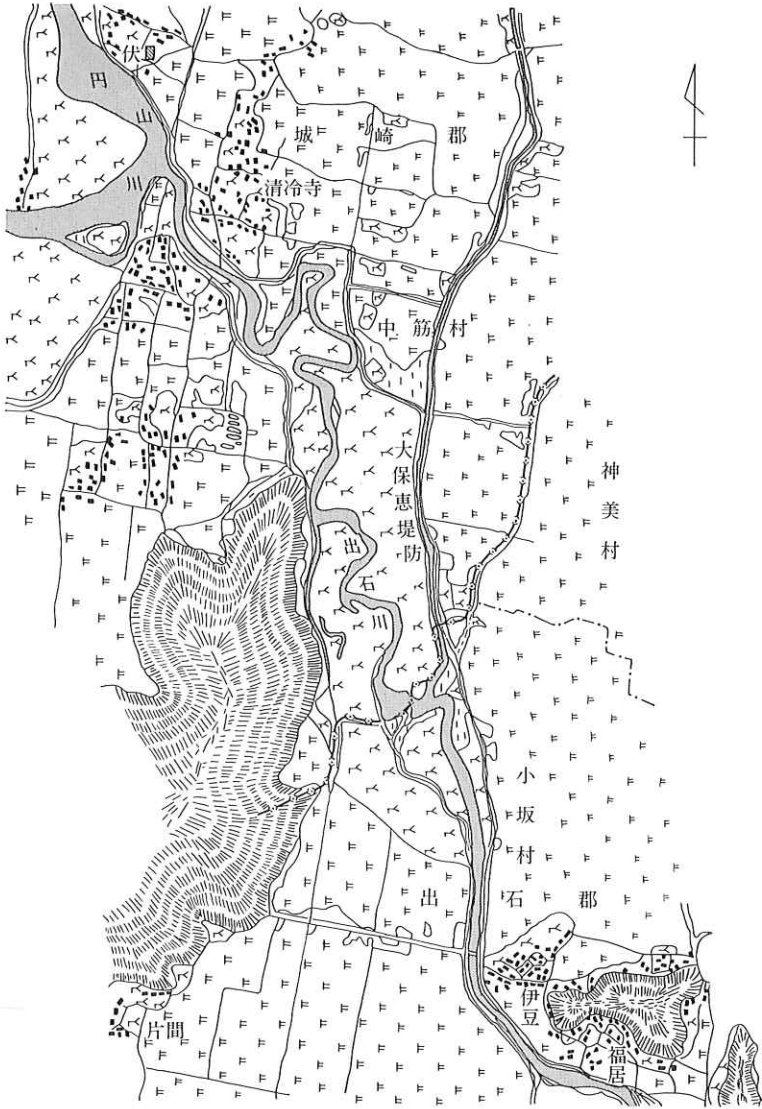


図2 大保恵堤防付近平面図

見せかけながら足で土砂を壊して決潰を促し、果ては濁流中に舟を漕ぎ回して乱闘に及び、出石・豊岡の警察署から警戒に派遣された警官も唯望^{ただ}見して右往左往するのみのありさまであったという。

兵庫県は、一八八二年(明治一五)に大保恵堤防の改修を実施したが、そのとき堤防の対岸の上流・下流の地区民が猛烈に反対した。この紛議を解決するためには円山川本流と出石川の治水に関する測量を並行して実施する必要があるが生じ、一八八八・八九年(明治二一・二二)ごろに円山川出石川治水に関する測量費聯合会が組織された。そして、測量要領を定めて予算を計上し、円山川は測量区域を上流は松岡付近から下流は津居山まで、出石川は出石町までとして一八九一年(明治二四)測量に着手し、翌年末には完成をみたため測量の目的を達成した聯合会は解散した。

引き続き一八九三年(明治二六)に、水害のとくに甚だしい国府村西芝で兵庫県令の土木起工順序の規定により堤防修築が着手されることとなったが、対岸の村々から西芝堤防が強固になれば自己の堤防が決潰するとして大反対の声があがった。そこで、これが解決のために気多・城崎・出石の三郡が交渉会をつくり、大乘の見地に立って大局的な堤防修築の件、施行方法等について関係町村が立ち会いのもとで熟議評定した。その結果、円山川下流と出石川の二区域に分け、双方とも治水上の工法に照らし均衡を保って堤防を修繕すること、工事の箇所が相対するものは兩岸同時に起工することなどの方針を決めて県に稟請^{りんせい}し、関係町村議会の議を経て「城崎郡外二郡(出石郡・気多郡)治水関係町村組合規定」が定められた。この目的は、円山川及び出石川支流治水に関して町村の処分すべき事件を共同処分するものであり、その区域は新田・八条・豊岡・田鶴野・五荘・奈佐・内川・国府・中筋・出石・神美・小坂の一二か町村にわたるもので、これは画期

第4節 農業の発展と農村の暮らし

的な治水組織の誕生となった。

このようにして、治水対策は大所高所から利害を調整し解決方法を講ずるべく着実に進歩発展を遂げつつあったが、ほとんど毎年あるいは一年おきの頻度で襲来する水害の前に、沿岸住民の苦難は容易に解消をみる事ができなかった。自然の猛威の前には、これと立ち向かう人間の資本・技術・組織の力は劣っており、行政の対応も住民の意識もまだ大きく立ち後れていた。

表 28 風水害年表

西暦	年号	記 事
一八七一	明治 四	五月一九日一昨夜より暴風雨今晚洪水八尺余、七月出石大水高福寺流失す(出石藩弘道館誌)。五月二〇日田多地村山崩れ(御用部屋日記)。
八五	一八	円山川決潰、堤防延長二六七二間・道路延長一一六七間・浸水家屋一四六七戸(兵庫県郡役所事績録(城崎郡))。
八六	一九	八月二四日円山川に大洪水あり(日高町史)。
八九	二二	八月一九日暴風雨、堤防決潰(神美村誌)。九月一日出石大水一丈一尺死人あり(校補但馬考)。
九〇	二三	九月一七・一八日洪水、堤防決潰(神美村誌)。一〇月六日出石大水八尺余馬場上の石堤決潰し家屋流失す(校補但馬考)。
九二	二五	五月二五日洪水、堤防決潰(神美村誌)。七月五日水害、出石郡家屋浸水三六戸・橋流失一(兵庫県災害誌)。
九三	二六	八月二三日洪水のため諸川道路破損頗る多し、また、一〇月一四日洪水により破損橋あり(室植村事務報告)。八月二四日、一〇月一四日洪水、堤防決潰(神美村誌)。
九六	二九	八月三〇・三一日洪水、堤防決潰・小野小学校舎大破・村役場山崩れのため倒潰・山崩れ二一七か所(神美村誌)。八月三一日洪水のため谷山川堤防決潰、二〇か所橋梁ごとく皆流失(出石

一九〇〇	三三	町会會議録。 九月三日洪水、堤防決潰(神美村誌)。 九月二・三日神美村小野・袴狭川氾濫、堤防決潰二九か所・家屋浸水六戸(兵庫県災害誌)。 八月二七日円山川洪水(日高町史)。八月二八日暴風、倒潰家屋七戸・半潰家屋六戸(神美村誌)。 九月二八日水害(神美村誌)。九月二七・二八日台風水害、出石の一日の雨量二〇〇ミリ(兵庫県災害誌)。
一九〇〇	三三	八月五日水害(神美村誌)。
〇二	三五	八月三〇・三一日台風、河川増水出石で九尺、九月一六・一七日台風風水害、小坂村床下浸水一〇五戸・稲減収三一五石(兵庫県災害誌)。九月一七日風水害(神美村誌)。
〇四	三七	六月一四・二一日、八月一七日水害、堤防決潰(神美村誌)。六月二〇日洪水、上馬場越堤防破損
〇五	三八	延長六間半(出石町会會議録)。
〇七	四〇	五月一七日出石郡各町村とも一四時より一八時の間南風最も猛烈を極める、建物全壊二六棟・半壊六三棟・破損二〇八三棟・橋流失三か所(兵庫県災害誌)。八月二四〜二六日台風水害、出石川・小野川氾濫最高水位八尺(出石町)全戸浸水、室埴村一全橋流失・設岸崩壊六か所、小坂村一浸水八九戸、神美村一全壊二戸・半壊八戸・破損七戸・浸水一六九戸、雨量出石二三日五八ミリ・二四日一五五ミリ・二五日二四七ミリ(兵庫県災害誌)。
〇八	四一	六月二六日水害、堤防決潰(神美村誌)。
一〇	四三	八月・九月水害、堤防決潰(神美村誌)。
一一	四三	九月二三日風水害(家屋倒潰一〇、床下浸水一三七、堤防・道路決潰破損)神美村誌。九月二三
一二	元	日大洪水のため堤防決潰(旧校舍床上二寸余浸水)(小坂小学校一〇〇年のあゆみ。九月二二・二三日洪水のため松枝・七軒町・川原・柳町・小人全部浸水、田結庄・本町・八木一部浸水(出石町会會議録)。
一四	三	六月三日風害(神美村誌)。
一五	四	九月八・九日風害(神美村誌)。九月八・九日東南強風、家屋一戸倒潰・塀破損五間余一か所(出石町事務報告)。

年次	月日	事件
一九二七	大正 六	一〇月一日水害(神美村誌)。一〇月一日出水、新橋一〇間余破損墜落・田畑宅地浸水(出石町事務報告)。
一八	七	七月二日、八月二九日、九月一二・二三日風水害、堤防決潰最高水位一八尺(神美村誌)。九月四日水害(浸水家屋三四一戸、堤防決潰二、橋梁・田畑・宅地被害、松枝・川原・田結庄等浸水)(出石町事務報告)。九月一四・一五日洪水、川原町口一三間・嶋村の上二〇間程急破でき、豊岡県道も一面に水越し、これまでの大洪水なり(小坂村誌)。
一九	八	七月二七・二九日水害、堤防決潰(神美村誌)。
二一	一〇	九月二五・二六日明治二九年(一八九六)以来の大洪水、谷山・下谷以外はほとんど全部家屋浸水、道路・橋梁破損流失(出石町事務報告)。九月二六日水害、堤防決潰(神美村誌)。九月二六日大洪水のため桐野橋流失し、交通杜絶す(寺坂小学校母校百年懐記)。
二二	一一	九月一四・一六日洪水、浸水家屋三〇五戸(出石町事務報告)。九月一五日水害、夜八時半出石松畷約二〇間決潰、大松七本倒潰し、また宮内の院内ヶ瀬県道約一五間決潰・月ヶ下村道六〇間決潰、この時田多地最高水位七尺三寸、平水に復したのは二〇日(被害、堤防決潰破損一〇九・延長一〇〇三間・道路三一か所・橋流失破損二〇か所・田畑流失二町一反・浸水反別四五〇町・浸水家屋一二四戸)(神美村事務報告)。
二五	一四	七月一二日、八月一七日、九月一八日風水害、堤防決潰(神美村誌)。八月一七日、九月七日洪水、人家・田畑浸水(出石町事務報告)。
三〇	五	八月一日水害、堤防決潰(神美村誌)。八月一日洪水、町分ほとんど全部にわたり浸水被害、魚屋・鉄砲において住宅各一流失、浸水戸数六七八戸、倒潰被害あり(出石町事務報告)。八月一日洪水により鳥居堰沈床・喜市橋大破(小坂村事務報告)。
三四	九	九月二一日風水害(室戸台風)、堤防決潰・家屋倒潰一四戸・床下浸水一九七戸(神美村誌)。九月二一日払晝より台風襲来、午前八時ごろ急に一大洪水となり全町浸水、この洪水のため大川の橋梁全部流失、松枝・弘原方面との交通全く絶ゆ(弘道小学校百年史)。九月二一日午後二時臨時緊急町会、今朝来の暴風雨被害につき対策協議(橋全部流失、家八・九分通り浸水、交通杜絶)(出石町会会議録)。

三七	一二	四月一〇日暴風来襲、松枝・小人方面被害甚大(出石藩弘道館誌)。九月二日風水害、堤防決潰(神美村誌)。
三八	一三	七月七日水害、堤防決潰(神美村誌)。
四二	一七	九月二日風水害堤防決潰(神美村誌)。
四四	一九	一〇月七・八日水害、堤防決潰(神美村誌)。
四五	二〇	九月一八日暴風雨(枕崎台風)あり、屋根瓦とぶ(小野小学校創立百年記念誌)。
五〇	二五	九月三日風水害(シェーン台風)、一〇月三日風水害(ヘルビー台風)、稲九〇パーセント倒れる(神美村誌)。
五一	二六	七月二日風水害(ケイト台風)、八四町歩稲植え替え、一〇月一五日風水害(ヘルース台風)(神美村誌)。
五二	二七	小野川堤防一〇メートルにわたり決壊、神美水田の約半分が冠水、五〇町歩分苗補給手配(神戸新聞)。
五三	二八	六月一六日、七月三日、九月二五日台風堤防決潰(神美村誌)。九月二五日台風一三号による出石町の被害、水田冠水五〇反・浸水一〇〇反・倒伏三〇〇反・畑冠水三〇反・浸水家屋二戸(出石藩弘道館誌)。

小野川の改修

おこら

小野川の改修の歴史については、神美村誌で概観がなされている。以下それに基づいて記して見舞われた。

小野川は源を奥小野に発し、大月川・馬場川の小支流を合わせて口小野・袴狭・田多地に至り、倉見・上鉢山を経て下鉢山で穴見川に合流して新田村の六方川に入る。その流路の延長は約八キロメートルで、往古にあっては河状は極めて屈曲がはなはだしく川幅も狭隘せまひちであったため、一朝の降雨にもたちまち洪水の災厄に見舞われた。



写真 69 小野川、穴見川の合流地点
(豊岡市)

明治時代には堤防と破損箇所の小修繕が随時実施されたが、度重なる水害にあっても抜本的な施策が施されぬままに放置されていた。この洪水対策については、一八八五年(明治一八)に襲来した稀有の大洪水のため数か所の堤防が破壊されて数えきれぬ程の莫大な被害が発生したのを契機として、新たな構想が登場することとなった。

一八八六年(明治一九)に、西村助太夫(袴狭)・西村久兵衛(奥小野)等は、小野川の大水害を根絶するためには単

なる災害復旧にとどまらず、むしろこの際理想の新川を掘り、根本的な改修を行なって将来の安全を期すべきであるとの結論に達した。そして、同年七月に兵庫県知事の許可を得て同年九月に着工し、一八八九年

(明治二二)の一〇月に小野川の新川を完成した。その計画の概要は次のとおりである。

新川の延長、約三〇〇間(約五四五メートル)。

旧小野橋より下流、袴狭村界まで、河床敷の幅は五間(約九メートル)、兩岸の堤防は上流・下流接続にならない

一割勾配、天幅六尺(約一・八メートル)とする。

掘削及び兩岸堤防の築設工事人夫二二〇〇人(二間当た



写真 70 旧小野橋下流

り七人の割、一人一日一五銭、人夫賃合計金三二五円。

五尺杭一八〇〇本（一本一銭、金一八円）。

粗朶六〇〇荷（一荷二銭、金一二円）。

以上合計金三四五円。

この財源としては、

金四五円：一戸に付き人夫五人ずつ、無料出役。

金二〇〇円：地下割（部落戸数割）。

金一〇〇円：土地面積割。

というように地主・村民に割り当て、用地は旧河床と新河床とを地主に頼んでこれを交換し、旧河床については開発を地主が引き受け、新川による潰れ地の従来の小作料は地主が将来に向かって以後免除した。このようにして新川計画は、全村が全力を傾けて無補助でこれを完成したのである。

その後、安良所属の月ヶ下より下鉢山所属までの延長七〇〇間（約一二七三メートル）に及ぶ川幅切り掘げ工事計画が一九〇一年（明治三四）に県へ提出されている。

また、奥小野村所属宇山崎より下流歌野橋までの川替え改修工事も、県道改修路線変更がなされるのにもない実施されている。

桜井勉は、一八九二年（明治二五）に著わした『出石町要務論』の中で次の如く述べている。

「出石川ハ絶へズ大亀ノ石堤ヲ突き、又柳橋ヲ流シ、松堤ヲ決ス。従前ニアリテハ唯堤防ヲ堅クシテ之ヲ



写真 71 『出石町要務論』
(金沢省三氏蔵)

ニ於テ土砂ヲ疏浚シ、之ヲ以テ川原町辺卑湿ノ地ヲ地上ゲセバ（中略）益アルヘシト思フナリ（中略）然レドモ是レ姑息ノ防水法ニシテ治水法トイフヲ得ズ。果シテ治水法ヲ施サント欲セバ、上流ノ山谷ニ防沙林、養源林ヲ設ケ、下流ノ線路ヲ改メザル可カラズ。然レドモコハ一朝夕の為シ得ベキニアラズ」

農業社会においては、「治水」の問題がその存立の死命を制する問題であった。小野川の改修問題は、この地方が農業社会である限り、常に古くして新しい問題として横たわる最重要課題といふことができる。

出石の過疎現象と 我が国の人口密度は、近代国家としての發展に伴って着実に増加し、一八六八年（明治元）農業比重の推移 一平方キロメートル当たり一〇〇人が第二次世界大戦後には二倍強の二〇〇人を越え

たとされている。しかし、但馬地方の人口増加は全く停滞的で、一八六八年に九〇人台であったのが第二次世界大戦後をみても、わずか一二〇人台に増えたにすぎない。更に、但馬地方の中でも出石郡は特に人口の伸びが悪く、かえって減少の傾向にあり過疎現象すらみられる。これは、中心たるべき出石町の商工業に大

防グコトノミヲ務メタリ。然レドモ余ハ維新ノ頃、旧藩参事タリシ時、高石塔ヨリ直ニ之ヲ安良山ニ導キ、転ジテ梶原ニ至リ、円山川ニ合センコトヲ建議セリ。サレドモ其事洪大ナルト、未ダ幾ナラズンテ藩ノ廢シタルトヲ以テ果スコト能ハザリキ（中略）然レドモ川床ノ浅クナリタルコトハ余ガ幼時遊泳ニ赴キタル時ニ比スレバ三尺乃至四尺ニモ及ビタルベシト思ハルレバ、夏季水涸ノ際ヲ待チ大橋下

第3章 明治後期の出石

表 29 人口及び人口密度

年次		全 国		全 但		出 石 郡	
		総 数	1平方キロメートル当り	総 数	1平方キロメートル当り	総 数	1平方キロメートル当り
1880	明治13	3,664	100	197,254	93		
1887	20			203,859	96	26,817	98
1890	23	3,990	108				
1897	30			222,302	105	27,565	101
1900	33	4,384	119				
1907	40			232,063	110	26,790	98
1910	43	4,918	134				
1920	大正 9	5,539	146	233,649	110	25,496	94
1930	昭和 5	6,387	168	234,580	111	24,306	89
1940	15	7,253	191	235,591	111	24,525	90
1947	22	7,810	212	265,210	126	26,469	97
1950	25	8,319	226	265,876	126	26,198	96

きな発展がみられなかったことに起因する。突き詰めれば、産業構造上第一産業である農業の比重が大きく、都市化を阻んだことにある。

すなわち、表29を見れば明らかのように出石郡の人口密度はおおむね一〇〇人を割っており、九〇人を割った時期もある。

次に、出石郡の農業比重の時代的推移を眺めてみると、農林業従事者の戸数は全体の中で、明治期を通じ七五パーセント前後、昭和期には戦中戦後を通じ七〇パーセント前後の比重を占めている。大工業の発展は全くといってよいほどみられず、農林業に次ぐ産業は零細商工業であるが、その発展テンポは非常におそい。

但馬地方全体としてみれば、明治三〇年代以降商工業従事者戸数は着実に増加し、農林業比重が漸次減少するのに伴って商工業の発展がみられるが、それでも明治三〇年代の商業・工業比重共に全戸数の一〇パーセント前後、更に一九二一年（大正一〇）以降に至っ

第4節 農業の発展と農村の暮らし

でもそれぞれの比重は二〇パーセントに満たない状態であり、このような近代資本主義工業化社会への発展テンポの後れが、出石郡においてはとくに顕著であったということが出来る(表30参照)。

養蚕製糸 但馬地方の近代工業の発展のなかで、**業の消長** 最も特徴的なのは製糸業の消長である。

出石における製糸業はどのようなあゆみをとったのであろうか。

安政の開国、外国貿易の解禁により生糸輸出が増加したため、我が国の養蚕製糸業は発展期を迎えたわけであるが、但馬・丹波・丹後のいわゆる三丹地方にあっては但馬の養蚕が最も進んでおり、一八六八年(明治元)の生糸生産額をみると但馬は丹波・丹後の両者の合計額にはほぼ匹敵していた。しかし、全国的には三丹地方は関東・奥羽などに比較して著しく後れており、一八八五年(明治一八)に東京上野で開催された共進会の審査では、但馬

数構成の推移

工 業		そ の 他		無 職		合 計	
戸 数	%	戸 数	%	戸 数	%	戸 数	%
11,675,465	21	6,389,527	12	1,497,543	3	55,963,053	100
3,781,621	26	1,713,817	12	296,407	2	14,716,768	100
3,037	6.6	2,780	6.0	550	1.2	45,992	100
4,774	10.7	2,250	5.1	352	0.8	44,522	100
4,547	10.2	5,520	12.3	314	0.7	44,704	100
5,597	12.1	4,790	10.4	692	1.5	45,946	100
9,215	19.3	3,649	7.7	396	0.8	47,792	100
318	5.8	434	7.8	5	0.09	5,559	100
362	7.1	325	6.2	44	0.8	5,208	100
548	10.8	464	9.2	21	0.4	5,061	100
501	10.3	401	8.2	66	1.4	4,872	100
657	13.8	253	5.3	19	0.4	4,747	100

第3章 明治後期の出石

の生糸は「下等品多く」、但馬の繭は「品質殊に粗悪」と酷評される状態であった。それは、但馬の養蚕農家が入手した蚕種が輸出用の良品種ではなく国内用の劣悪なものを回されたからで、「三丹くだし」といわれた。

養蚕農家の割合は、全但・出石郡の平均共に全農家戸数の三分の二を占め、明治・大正・昭和にかけて養蚕はこの地方で非常に重要な役割を担っていた。桑園面積は明治二〇年代に激増し、全但数字では一〇年間に二倍以上、出石郡では実に五倍に増加した。一戸当たりの桑園面積は全但平均で一反から二反一畝に、出石郡では四畝から一反七畝に増加する。そして、明治三〇年代にも引き続き増加していき、出石郡の養蚕農家一戸当たりの平均桑園面積は一九〇七年（明治四〇）に二反二畝、一九二一年（大正一〇）には二反四畝となり、昭和初期を迎えてピークに達する。

表 30 産業別戸

	年次		農 林 業		水 産 業		商 業	
			戸 数	%	戸 数	%	戸 数	%
全 国	1920	大正 9	27,138,251	48	1,449,674	3	7,312,593	14
	1950	昭和25	5,129,580	35	331,178	2	3,464,165	23
全 但	1897	明治30	32,308	70.2	2,006	4.4	5,311	11.6
	1907	40	29,513	66.3	1,981	4.4	5,652	12.7
	1921	大正10	27,623	61.8	1,437	3.2	5,263	11.8
	1930	昭和 5	27,586	60.1	1,381	3.0	5,900	12.9
	1950	25	25,579	53.5	1,254	2.6	7,699	16.1
出 石 郡	1897	明治30	4,197	75.3	12	0.3	593	10.7
	1907	40	3,972	76.3	19	0.4	486	9.3
	1921	大正10	3,534	69.8	26	0.5	468	9.3
	1930	昭和 5	3,523	72.3	33	0.06	378	7.8
	1950	25	3,160	66.5	2	0.04	656	13.8

備考 上記全国欄のうち、1920年(大正9)の数値は戸数ではなく人数を表わしている。

第4節 農業の発展と農村の暮らし

表 31 養蚕業の発展

年次		養蚕戸数		桑園面積		繭生産額		
		戸数総計	対農家 総数比	面積総計	1戸当 り面積	総額	1戸当 り平均	
全 国	1878	明治11	戸	%	町	町	貫	貫
	1884	17			93,703		11,632,640	
	1887	20					12,190,600	
	1897	30			298,204		21,219,440	
	1907	40			390,838		34,569,670	
	1921	大正10	1,802,543	33	535,100	0.30	63,327,800	35.8
	1930	昭和5	2,216,027	38	714,176	0.32	106,463,516	48.0
	1940	15	1,645,030	30	533,919	0.32	87,546,383	53.2
	1947	22	819,850	14	172,398	0.21	14,260,797	17.4
	1950	25	834,628	13	176,198	0.21	21,444,029	25.7
1953	28	809,858	13	175,000	0.22	24,824,064	30.7	
全 但	1887	明治20	22,490	67	2,170.8	0.10	石 13,051	石 0.58
	1897	30	22,053	68	4,635.4	0.21	23,059	1.04
	1907	40	20,282	69	6,105.8	0.30	41,493	2.05
	1921	大正10	20,423	67	5,978.0	0.29	57,435.6	2.81
	1930	昭和5	22,782	75	6,123.0	0.27	貫 1,019,720	貫 44.8
	1940	15	18,865	65	5,022.3	0.27	683,246	36.2
	1950	25	11,004	35	1,395.2	0.13	152,920	13.9
出 石 郡	1887	明治20	2,771	65	101.0	0.04	石 1,364	石 0.50
	1897	30	2,830	67	488.6	0.17	2,588	0.91
	1907	40	2,508	63	542.9	0.22	4,179	1.67
	1921	大正10	2,487	68	607.8	0.24	5,667.5	2.28
	1930	昭和5	2,680	72	626.3	0.23	貫 109,968	貫 41.0
	1940	15	2,183	63	514.5	0.24	82,161	37.6
	1950	25	1,298	35	185.3	0.14	17,658	13.6

第3章 明治後期の出石

繭の生産額も桑園面積と並行して増加した。その数字は表31のとおりである。

しかし、但馬地方の養蚕経営規模を全国の養蚕農家と比較してみると、一戸当たりの平均桑園面積、繭生産額のいずれにおいても全但・出石郡平均共に全国平均を大きく下回り、双方三分の二程度の数量にすぎないことから零細な養蚕農家が多い比重を占めていたことが分かる。

したがって、資本主義的経済恐慌が襲って生糸価格の暴落や生糸輸出の不振などで生糸市場が混乱するとこれらの零細養蚕農家の蒙る被害も大きく、市況の盛衰・消長に一喜一憂せねばならなかった。

出石・室壇・小坂・一九五〇年(昭和二五)の数字でみると、但馬地方の地域的特徴は過疎地帯(人口密度二二六

神美の地域類型 人)・山岳地帯(耕

地率九パーセント)・農業地帯(農業比重五八パーセント)・寒冷米作地帯(水田率七四パーセント、一毛作率六七パーセント)であることが認められる。そのなかにおける出石郡の特徴を眺めてみると、高度の過疎地帯(人口密度九六人)・平均的な山岳地帯(耕地率九パーセント)・高度の農業地帯(農業比重六八パーセント)・高度の米作地帯(水田率八〇パーセント)



写真 72 町村域図 (5万分の1地図)



写真 73 出石町航空写真

象が著しい。

そして、現出石町域においてもこれを構成する旧一町三村は相互間に極めて顕著な相違点があり、それぞれに特徴的な次のような構造類型が認められる。

旧出石町は、高度の人口密集地帯（人口密度六七一人・高度の都市化地帯（農業比重一九パーセント））ということができるが、これは出石が近世における但馬最大の城下町であったことに由来していると考えられる。

旧室殖村は、地区の大部分を床尾山系が占めている関

の指標 (1950年〔昭和25〕調べ)

人口密度 ②/①	農比 ④/③	業率 ⑤/①	耕地率 ⑥/⑤	水田率 ⑦/⑥	一毛作 率 ⑧/⑦	農家 当り 耕地 畝
126	58	9	74	67	36	
671	19	12	77	58	57	57
74	75	7	72	57	63	58
323	80	42	90	63	68	84
103	86	14	89	68	67	58
54	74	5	78	52	61	61
60	77	6	77	53	66	66
70	67	8	80	60	67	67
96	68	9	80	60	67	67

であるということができる。更によくみると、現出石町（旧出石町・室殖村・小坂村・神美村の一部）と現但東町（旧合橋村・高橋村・資母村）の両地域は、全く対照的な特徴をもつ地域としてとらえることができ、現出石町は平野部、現但東町は山岳部に位置を占め、特に現但東町域は耕地が狭隘で人口過疎現

第3章 明治後期の出石

係上、高度の山岳地帯（耕地率七パーセント）・高度の過疎地帯（人口密度七人）で、城下町の出石とは全く対照的であり、但東町三か村にむしろ近似している。

旧小坂村と神美村は、共に豊岡盆地に向けて展開しており、純米作農業地帯（それぞれ農業比重は八〇パーセント、八六パーセント、水田率は九〇パーセント、八九パーセント）であると認められ、旧出石町や室埴村と対比して全く様相を異にしている。

そこで、更に小坂・神美・室埴の三村を比較対照してみると、いずれも零細・寒冷・一毛作・米作地帯であるが、神美は農家一戸当たりの耕作面積が八反四畝（八四アール）と最も広く、小坂の五反八畝（五八アール）、室埴の五反七畝（五七アール）とはかなりの格差がある。すなわち、神美は比較的富裕な平均的農家の条件を備えているのに引き替え、小坂と室埴の農家の窮迫度は極めて強かった。

以上のような町や村の構造上の特徴は、表32に見られ

表 32 町村構造類型

地域	項目	注 ¹		面積 ①	人口 ②	全産業人口 ③	農業就業人口 ④	注 ²		一毛作 田面積 ⑦
		大字数	戸数					耕地	田面積	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
全	但	676	52,140	210,750	265,876	122,244	71,336	18,111	13,432	8,939
出 石 郡	出石町	21	1,228	805	5,398	2,011	385	93	72	42
	室埴村	14	691	5,015	3,724	1,873	1,406	378	272	155
	小坂村	11	442	784	2,530	1,332	1,069	330	297	187
	神美村	16	827	4,549	4,665	2,314	1,986	642	569	389
	合橋村	16	637	6,304	3,383	1,769	1,310	345	269	126
	高橋村	10	506	4,249	2,544	1,443	1,117	251	194	100
	資母村	16	758	5,646	3,954	2,075	1,383	439	353	188
	計	104	5,089	27,352	26,198	12,187	8,656	2,478	2,026	1,187

注 1. 大字数については、1927年(昭和2)調べ。
2. 耕地面積については、1948年(昭和23)調べ。

るとおりである。

大地主の 一九二四年(大正一三)の「五〇町歩以上地主調査」によれば、出石町の中山麟治が田六三・六

成長 町、畑九・九町、合計七三・五町の所有地を有し、全但順位では①平尾源太夫(出石郡神美村森

尾) ②日下安左衛門(朝来郡粟鹿村粟鹿) ③佐川恒太郎(城崎郡豊岡町京口) ④鎌田三郎兵衛(養父郡口大屋村夏

梅) ⑤赤木一雄(城崎郡中筋村引野) ⑥山本宇一(美方郡浜坂町浜坂)に次いで七位を占めていた。以下は⑧吉

井庄左衛門(養父郡糸井村林垣) ⑨宇野実蔵(美方郡大庭村二日市) ⑩滝田清兵衛(城崎郡豊岡町中) ⑪大石武兵

衛(出石郡合橋村口屋根) ⑫田治米吉郎衛門(朝来郡梁瀬町矢名瀬) ⑬谷岡篤(城崎郡三方村芝)らであった。

但馬地方は加古川流域の播磨地方と並んで、兵庫県下において大地主の発生・成長をみた二大地方とされている。但馬地方の大地主は、幕末期までに大規模な土地集積を達成し、農村共同体のピラミッド型の頂点に立った在村地主と、明治以降の経済変動の中で急速に土地を集積した新興地主の二つのグループに大別できるが、中山家の場合は典型的な新興地主であった。その土地集積の中心時期は明治以降のことであり、先代の中山小助が出石町川原町で最低生活より身を起こして刻苦勉励、粒々辛苦して財を成し、商業と農村高利金融により一代にして出石郡内で平尾源太夫家に次ぐ第二位の大地主に成長した。その後小坂村鳥居に転住し、大邸宅を構えるに至った中山家の主たる所有耕地は出石郡四か町村に及び、また小作人は七〇〇戸に達した。

出石町・小坂村・神美村において地価一万元以上、あるいは二〇町歩以上の土地所有地主としてあげられているのは表33のとおりで、宮崎久太郎・武田喜平治・中山麟治・瀬藤善太夫・平尾源太夫・平尾学治郎の

第3章 明治後期の出石

六名である。これらの大地主の土地所有状況も決してすべてが安定・不動というわけではなかった。平尾家のような安定した大地主を除けば、相対的に流動的な土地の集散形態が広く存在していた。

親方子方

制度

但馬地方から鳥取・島根両県へかけての山陰地方では、東北地方などと並んで「親方子方制度」が比較的強く残っていたとされている。この制度は、杯を交わした世襲の親方たる地主に対し、無償労働を提供する子方たる小作人の緊密な主従隷属関係と、賦役貢納関係が結合した濃厚な擬制的親子関係の身分制度であり、明治以降の近代資本主義の発展期に至っても日本の農村にはなおかつこの制度が根強く残存し、我が国の小作制度の封建制を強く特徴づけていた。

「但馬における親方子方関係の実態」〔京都大学人文科学研究所調査報告〕第一〇号、一九五三年〔昭和二八〕や『神美村誌』の成果を参考にしながら、出石地方の親方制度について眺めてみよう。

『神美村誌』によれば、神美村は農業戸数が全村戸数の九六パーセント以上を占めた極めて停滞的な農業社会で、親方子方制度も典型的な形で存続してきた。その分布状態は、神美村全村で一六大字部落、総戸数八一戸、そのうち親方であった者の数は八三戸あり、一部落平均五〇

表 33 大地主土地所有状況一覧

西暦 (年号)	住所	出田	石結	町庄	出石町八木	小坂村鳥居	神美村袴狭	神美村森尾	神美村三宅
	氏名	宮崎久太郎	武田喜平治	中山麟治	瀬藤善太夫	平尾源太夫	平尾学治郎		
1898年 (明治31)		10,471円	10,366円	11,515円	(1万 円 未 満)	47,661円	10,438円		
1918年 (大正7)		13,000円	18,191円	21,572円	(1万 円 未 満)	60,000円	12,690円		
1924年 (大正13)		(50町未満)	(50町未満)	73.5町	(50町未満)	161.2町	(50町未満)		
1945年 (農地改革前)		27.4町	(20町未満)	(不明)	24.8町	107.9町	36.2町		



写真 74 平尾源太夫家

戸の家数の中で平均して親方が五戸存在した。この五戸の親方の規模は大まかにみて、子方数二〇戸以上が一戸、数戸から一〇数戸が一戸、二〜三戸程度の子方をもつものが三戸であった。したがって幕末明治期以降の農民は、全面的にこの親方子方制度の網の網の中に捕えられていた。最大の親方は森尾の平尾源太夫家で、農地改革時には自部落居住の子方二六戸、他部落の子方一二戸の合計三八戸の子方を有していた。

宮内の神床守直家は、中世的郷士・出石神社神官で近世初頭以来の当地方大庄屋であったが、約五〇戸程度の子方を有していたと言い伝えられており、農地改革後も世襲子方が一七戸解散せずに残っていた。

世襲の譜代子方を有する親方の層は、一八六八年(明治元)ごろまでにできあがったもので、一八八八年(明治二〇)ごろ以降に新しく親方となった者はいない。

親方子方の依存関係・給付関係についてふれると、子方は親方の家族の延長とみなされ、親方の家族労働力にくみして家事経営に従う義務を負わされていた。いわゆる、戸主たる親方の権力に服従し、必要に応じて定期的もしくは不定期的に労働に従事すべきものとされた。

定期的な労働としては田植え・稲刈り・薪刈りが重要で、不定期的な労働の代表的なものには冠婚葬祭の労力奉仕があった。これらの定期・不定期の労働は無償労働であって、食事は親方が提供するが日当は支払われないのが原則であった。

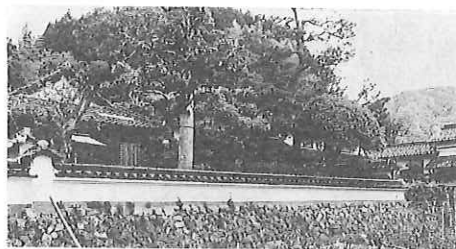


写真 75 大石藤兵衛家

京大調査報告によれば、子方の慣習的義務として「正月・節句・盆・暮や親方の家の冠婚葬祭などに親方の家に挨拶に行く」ほか、「修繕仕事、田地見分、山林見分、下男・下女・牛養(飼)などの人手捜し、他家の葬式への代理出席、掃除、こえもち、種蒔たねまき、藁仕事、麦仕、苗付、田打、祝儀の使い、年賀廻り、他家への普請見舞、徳米催促、病人の付添、大田植の「合力」、出産、麻こき、養牛の病気、餅つき、酒宴の準備・片付け、屋根葺むき、親方の家の葬式には家内総動員で奉仕、伽と(御通夜)、死後四九日間の灯明番(交代夜泊り)」などの仕事があり、「田・畑および山仕事」、「家事労働・さまざま雑用」にも使われた。

旧合橋村口矢根の大石藤兵衛家の例によると、「子方または子方の家族の年間日雇労働延人員は、明治二八年(一八九五)度は一八二人、大正一三年(一九二四)度は一八五人で、それぞれ全日雇の四八パーセント・五八パーセントを占めている」が、この場合年間子方一人当たりの日雇い日数については、一八九五年度は一人平均一二・一日、一九二四年度は一人平均一五・四日になるという。子方の賦役が親方の家の経済経営上大きな割合を占め、不可欠の役割を果たしていたことは明らかである。

他方、親方の側からは子方に対して「良い小作地・安い小作料・生産に必要なる農具や牛・その購入費・困った時の金や米」などの便宜の恩恵を与えるほか、「子方の家で結婚・葬式・出生・歳祝い・火事・出征・分家」などがあつた際にも親方より挨拶にいき、祝儀・香典・米・反物・料理など種々の恩恵を提供した。

子方はまず一家独立の際に親方地主から若干の自作地を分与され、山林・採草地・住居・納屋などの利用貸与について大きな恩恵を受けた。独立の高持百姓が没落して小作農化する際には、自己所有田地が抵当流れとか、売買譲渡によって新地主へ移転する格好となるが、その時に負債整理の援助を受け、特別の恩恵を与えられて新地主の子方となった場合もあった。いったん子方となったのは、生活困難になれば金銭・食糧などを親方から援助してもらい、不時の災難の際の相談柱・頼みの綱として親方の恩恵を受けたのである。

「子方」と並んで「出入でいり」といわれるものが但馬地方には広範に存在し、出石にも同様に存在していた。子方と出入の最大の相違点は、親子の杯を交わす親方どりの儀式の有無にあったと考えられる。親方どりの儀式には吉日を選び、親方の家で礼装して親子の杯を交わし、宴席を設け、親方の家の定紋のついた羽織が引き出物として与えられた。

親方子方制度は社会の慣習の制度であって、一般的に成文化されたものではない。しかし、袴狭の山崎泰輔家では一九一九年（大正元）一二月に自彊会じきょうかいという名称の子方会規約を制定した。変則的な例であるが参考までに掲げておく。

自彊会規約

第一条 本会は自彊会、一名山崎家子方会と称す。

第二条 本会は山崎一家並に子方出入の戸主を以て組織す。但し、時機ときに依り別に主婦しよめを以て組織する支会を設置することある可し。

第三条 会員は山崎家の利害興亡に関し殉忠の義務あるものとす。

第四条 会員は親方子方間の円満を企図し、親方に対する誠意の勤務と敬礼を尽すは勿論、子方相互間に於ても互に能く輔佐するものとす。

第五条 本会の基礎鞏固を計る為、基本金を蓄積す。基本金は目下の処平均一年各会員五十銭位を限度とし、春秋二季に於てなるべく力役、米穀類を以てこれに当つ。

第六条 基本金の管理は会長之に任じ、幹事をして特に指名分理せしむることあるべし。

第七条 本会の事業として基本金積立の外、左の物件を実施す。

一、家庭の円満を欠き風紀不良と認める者あるときは会員は相互に相戒め、尚、事の顛末を幹事に通知し其の甚しきものは会長に申達すべきこと。

二、之に反し農耕に精励し他人の模範たるべき者に対しても同上の処置をとること。

三、毎年一回会員は慰安の目的を以て親睦会を開設すること。但し、幹事は之が万般を処置するものとす。

四、基本金積立に關しては其の都度会長の許可を得て幹事周旋すること。

第八条 本会員にして親方を逆賂し殉忠の誠を致さず素行修まらず、一般会員に危害ありと認むる時は、本会を脱会除名す。尚罰則に關しては別に之を規定す。

第九条 本会に左の役員を置く。

会長、副会長、幹事二名。

会長は山崎本家家長の世襲とす。副会長は分家又は一般会員中より会長これを依頼す。

幹事は任期壹ヶ年とし会長の指名又は会員より選出す。

第一〇条 帳簿を作成し、基本金並に諸規定を記載し会長之を保管す。

附則、罰則

家業を怠り、安逸に耽り、家庭の円満を欠き、隣保相せめぎ、親方に対する勤務を怠慢にし、素行修まらず、風紀を乱し、一般危害ありと認むる者に関しては、役員会議の上、概左の順序により処罰す。

訓戒・罰金・力役・除名 以上

このような親方子方の制度は、敗戦後の農地改革期まで強固に存続した。

第五節 小坂村の耕地整理

耕地整理 我が国の水田中心農業の近代化と発展のためには、近代的な治水灌漑かんがい工事の建設と共に、大小の背景 まちまちで不統一な耕地の形状を一定の区画に整理したり、猫の額のように小さく分散した耕地をまとめるために、土地所有者間での交換分合を行なうことが必要不可欠の課題であった。しかし、このような全面的な耕地整理は、耕作者・地主・部落相互間などの利害関係が歴史的に極めて複雑に絡み合っていたので現実問題としては言うは易くして実行は至難であった。

一八九九年（明治三二）に発布された耕地整理法は、「耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ、其所有者共同シテ土地交換若クハ分合、区画形状ノ変更及道路、畦畔けいはん若クハ溝渠こうきよノ変更廢置ヲ行フ」こととしたが、なかなか成果をあげるに至らず、本格的に取り組むようになったのは日露戦争のちの明治末になってからのことであった。

兵庫県では、一九〇二年（明治三五）から兵庫農會が耕地整理事業を取り上げ、一九〇九年（明治四二）より全面的な改正法の成立に伴い県直営事業としての灌漑排水の大規模改良工事が進められることになったとされているが、その代表例として我が出石郡小坂村が筆頭にあげられている。



写真 76 小坂田圃整理碑

り面積一三六町余にわたる耕地整理を起工させ、続いて翌明治四四年には小坂村一円を区域とする二〇五町余の面積に起工させてこれが完成を見た。当時兵庫県下に於てもその完成したものは少く、その面積の広大なことは他に率先したものとということができ、出石郡内に一般に耕地整理の必要を痛感させ、整理熱を誘発することができた」と。

小坂村の耕地整理の大偉業を記念して堂々たる「小坂田圃整理碑」が小坂小学校敷地内に一九一四年（大正三）七月に建立されている。そして、「兵庫県出石郡小坂村耕地整理事業一斑」（一九一四年）が刊行されその詳細な記録を残している。以下にこの大事業の概要を記しておく。



写真 77 『兵庫県出石郡小坂村耕地整理事業一斑』

「出石郡役所事績」は概要を次の如く述べている。「農業の根本対策として労力の節約・学理の応用・経済的運営の併立を出石郡の目標とし、年に多額の経費を計上し極力奨励に努力して来たが、労力節約に於ては耕地整理を急務と認め、未だ町村ならびに有志者がならん気付かずむしろ忌み嫌う状態であったのを、勸奨説得し、明治四三年（一九一〇）に出石・神美・小坂の三箇村にまたが

耕地整理

前の状態

耕地整理の対象となった区域は、小坂村内の鳥居・尾崎・森井・中谷・丸谷・大谷・三木・片
 間の島・福居・伊豆の一一大字部落の合計二二六町歩（このうち一毛作水田一九八町歩）で、いわ
 ゆる小坂田圃たなぼと称する湾状の大耕地である。地勢は平坦へいたんでわずかに東南部より西北部に傾斜し、東西約一五
 〇〇分の一、南北約一〇〇〇分の一、大部分は一五〇〇分の一内外の自然傾斜度の出石川の沖積地で、土質
 は重粘土である。農業用の用水は鳥居部落の南端の出石川と菅谷川の合流点付近を取水の水源地とし、毎年
 六月中旬に出石川を堰せき止め、河底より高さ三尺の土俵堰をつくって水位を高め、菅谷川口から用水を取り入
 れ、剰余水は対岸の長砂村の芻くさ川に放流させていた。取り入れた用水の水路は山麓さんろくに沿って鳥居に通じ、尾
 崎・森井・中谷・丸谷・大谷の村の前を経て三木村に入り、片間村に至る延長約二〇〇〇間（三六三六メー
 ル）に及ぶ長大なものであった。用水路と排水路は兼用で水路の迂曲うまがまは甚だしく、末端は中筋村地内に排水
 口が位置したが、排水路の設備は極めて不完全で地下の排水も悪く、耕地には常に悪水が停滞していったん
 田面に足を踏み入れれば膝ひざまで没するありさまであった。そして、一度洪水に遭遇すれば出石川より流れ込
 む濁流はたちまち耕地の全面を覆って泥海と化し、また中筋村側の排水口からは円山川の逆流水があふれて
 容易に減水せず、そのために稲の茎は腐食して全滅するのが常で、その惨状は見るに忍びないものがあつた。
 一方において灌漑かんがい水の供給も決して思うに任せぬ状態であり、少しでも旱天かんてんが続けばたちまち用水が不足す
 るために、それを他に奪われぬよう水番みずばんと称して農民が昼夜交替で耕地を見回り、かくて昼夜を分かつたず水
 論が沸騰するというありさまであった。村民は永年この災害に苦しんできたが、救済の道を見い出すに至ら
 なかつた。

田淵惣右衛門 ここに救世主として現われたのが先覚者田淵惣右衛門の構想 衛門（伊豆出身）である。日露戦争に従軍して凱旋

した惣右衛門は、一九〇六年（明治三九）五月に推されて小坂村助役に就任したが、この災害を除くには耕地整理を断行する以外に道はないと考えた。しかし、水上・長砂の両部落は出石・室垣・神美の三か町村と隣接していて利害関係が錯綜しているため、小坂村単独で計画を実施することは不可能であった。また、島・伊豆・福居の三部落は神美・新田・三江の三

か村の上流にあるので、これら下流の村々の協力賛成を得なければこれまた計画を実施することが不可能であることから、出石川右岸地帯はあとまわしにしてまず出石川南岸地帯の一一部落関係区域から着手しようと考えた。そこで村民にその考えを語り、百方奔走の末によりやく賛成を得て調査委員が選任され発足した。この構想には問題点が山積していたため、寝食を忘れて各部落を巡回し、説明に明け暮れする惣右衛門の熱心な態度を評して気狂いだと冷笑する者さえ現われたが、その戦争体験で鍛えた堅忍不拔の精神が遂に小坂村民を動かしたといわれている。

耕地整理の 一九〇七年（明治四〇）一月に小坂村長に推されて就任した惣右衛門は、出石郡長永木誠太郎
設計概要 に依頼して兵庫県農会に耕地整理の設計を委託した。そして、数か月で設計は完成し、兵庫
県知事服部一三の許可がおりた。

耕地整理の設計概要は次のようなものであった。



写真 78 田淵惣右衛門
村長（田淵進氏提供）

用水源：菅谷川の合流する出石川地点にある従来の用水源の位置よりも数間上流で、流れに対して直角に永久的設備をなし、井堰いせきの高さは従来より一尺五寸増高して河底より四尺五寸とする。余水吐よすいどは井堰の西岸水路の下流約数間の位置に設け、板樋門いたひのみんとして開閉を自由にし、用水を加減する。上流地区の長砂分の耕地の低部に逆水の害を及ぼすのを防ぐため、菅谷川を横断して西岸山麓さいあんさんろくに溝渠こうきよを開削し、堰の下方に排出させる。

用水路：従来の排水路と兼用を改め専用排水路を構築する。

用水本溝 傾斜三〇〇〇分の一。水量一秒間〇・〇九一立方尺。二本（一本は、鳥居・中谷・丸谷・大谷・

三木・片間へ一直線に通す。一本は、鳥居から出石川堤防沿いに流下させる）。

用水支溝 傾斜二〇〇〇分の一。水量一秒間〇・〇八九立方尺。

用水小溝 傾斜一〇〇〇分の一。水量一秒間〇・〇八五立方尺。

排水口：位置は従前通りとし、中筋村内の出石川に注ぐ。

排水路：従来の用水路と兼用を改め専用排水路を設ける。

過去一〇年間の一日最大雨量を二日間で完全排水する方針で、本地区の受水区域内の田畑・山林・其他合計面積四三〇町歩からの算出排水量が五万四七九五立方尺見込まれるため、排水路本溝の底幅六尺三寸六分・側法七分・上幅一尺四寸・水深三尺六寸・余裕水深二尺・勾配こうばい二〇〇〇分の一とする。

排水本溝 地区の中央低所を通じ上流より下流排水口に向かわせる。

排水支溝 小溝よりの排水を受けて本溝に流す。

排水小溝 田ごとに一方に沿わせて勾配一〇〇〇分の一とし、各

田の排水を最も自由ならしめる。

山麓には山岳よりの流出水の承水路を完備し、排水支溝より排水本溝に完全に流す。これにより湿田は乾田となつて土質が向上し、耕^こに便^まとなり二毛作も可能となる。

道路……従来の道路は、鳥居より三木に通ずる県道、小坂小学校より島

村に至る道路、伊豆・大谷間の道路の三本のみで、いずれも屈曲が多く、その上路面も不良であつたことから畦畔^{けいばん}に頼ることが多かつたため、新たに次の直線道路を建設する。

幹線道路 幅二間〜一間半。南北四線。東西二線。

支道 幅一間〜〇・八間。南北五線。東西一線。

以上により地区全体にわたつて車馬の便が可能となる。

耕作道 幅〇・四間。各田の一辺に沿つて設ける。

区画形状：従前の一筆平均面積は八畝であつたが、標準とされる一筆一反五畝は一人一日の作業量としては重すぎ、また一反では余裕がありすぎるために土地経済を考慮して一筆一反二畝とし、長さ三〇間・幅一二間で長辺は南北方向とする。

畦畔は、土地の境界表示・用水保持・肥料分保持のための小堤防とか、農業用道路などの用途が

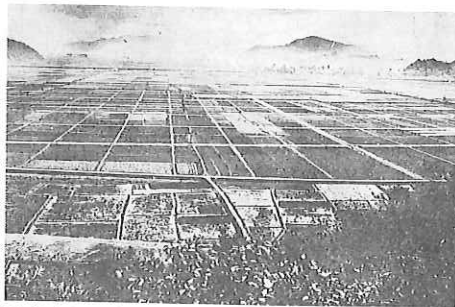


写真 79 小坂田圃全景（『小坂村耕地整理事業一斑』より）

あつて必要な潰地であるが、従来狭小で不規則であつたものを統一して頂幅九寸・高さ六寸・敷幅一尺二寸を標準とする。

このような設計は、奈良時代以来の条里制地割を新しい耕地形態に一変させる画期的意義をもっていた。

工事の実 一九〇八年（明治四二）に入つて委員を改選し、改めて隣村神美村の大地主であり小坂村内の最
施と成果 大地主でもあつた平尾源太夫を委員長に推戴し、はじめて工事を起工する運びにこぎつけた。

工事は四期に分けて実施され、一九一一年（明治四四）に完成したが、その経過は困難の連続であつた。

「梅雨蕭々として空暗きの時、連日の劇務に疲れ、土管を枕とし、簀を褥に代へ、大谷溪流の畔に寝ね、或は寂寥たる長砂橋頭、藁小屋に夜を明し、連日連夜家を忘れ、身を忘れ、事業に奔走する等、実に筆舌のよく尽す所に非ず」、「其他事毎に平尾委員長を始め委員関係者一同の具さに嘗めたる艱難は実に他の想像の外にあり、其都度、永木郡長・田淵村長・田中郡書記・古田県技手等、或は寒夜野天に一枚の藎を以て徹宵し、或は夕食の夜半に至るが如き、決して珍しからず。斯の如くにして事件の解決に尽し、工事の進行を督励したる等、到底筆紙のよく写す所に非ず。而も指導其の宜しきに適ひ、茲に全く工事の竣功を見るに至れり」と記録されている。

小坂村耕地整理組合の役員は次のとおりであつた。

組合長 平尾源太夫（森尾）

副組合長 田淵惣右衛門（伊豆）

評議員 広井伊之助（鳥居）・瀬田丈太郎（大谷）・西谷午吉



写真 80 平尾源太夫 (在親)

第5節 小坂村の耕地整理

(三木)・国下常吉(片間)・田渕松藏(伊豆)・河本伊八郎(福居)・田中八右衛門(島)

出石郡長 永木誠太郎

郡書記 田中集藏

兵庫県技手古田布

工事の成功面積と経費は次のとおりである。

(成功面積)

(工費)

第一期 三一町八反七畝二六歩 二四四九円四六錢七厘

第二期 六九町七反二畝一五歩 一万四六一五円七五錢五厘

第三期 一一〇町九反 一万六四六〇円一五錢一厘

第四期 二八町 三畝 三七四八円六七錢四厘

合計 二四〇町五反三畝一歩 三万七二七四円〇四錢七厘

工事の残務整理は、換地配当・小作料改訂・地価配当・増歩地処分・字界変更など繁雑で容易でなく、この大量の事務処理が完全に終了したのは一九一四年(大正三)五月のことであった。

田渕惣右衛門は一九一一年(明治四四)に小坂村長の任期を満了し、続いて太田四郎太夫がその後任を務め、更に一九一三年には河本伊八郎に代わった。このように起工から完成に至るまで足掛け九年を要し、その間村長は三代にわたったことになる。その支出工事費総額は六万五一八〇円に達したが、そのうち兵庫縣補助九六〇円、出石郡補助一〇八〇円を除く外はすべて小坂村民の負担となった。

第3章 明治後期の出石

表 34 小坂村耕地整理前後比較対照表

		耕地整理前	耕地整理後	増	減
1 反当たり平均価格	上 田	200円	250円		50円増
	中 田	150円	200円		50円増
	下 田	80円	100円		20円増
1 反当たり平均収穫高	上 田	2石	2石		なし
	中 田	1石5斗	1石8斗		3斗増
	下 田	1石	1石2斗		2斗増
1 反当たり平均小作料	上 田	1石4斗	1石4斗		なし
	中 田	1石	1石5升		5升増
	下 田	6斗	6斗5升		5升増
1 反当たり純収入	上 田	10円67銭	14円11銭		3円44銭増
	中 田	5円46銭	12円12銭5厘		6円66銭5厘増
	下 田	△ 2円38銭	4円24銭2厘		6円62銭2厘増
1 反当たり年間所要労働力		28.1人	20.7人		7.4人減
(村全体)牛馬耕面積		193町2反4畝25歩	204町 16歩		10町7反5畝21歩増
(〃) 乾田面積		32町	79町		47町増

注 △印はマイナスを示す。

耕地整理施行後の成績を施行前に比較してみれば表34のとおりである。

一反当たりの価格は上田・中田で五〇円、下田で二〇円高価となった。また、一反当たりの米の収穫高は中田で三斗、下田で二斗増収となり、小作料が一反当たりでは中田・下田で五升ずつ増徴が可能となった。更に、一反当たりの収穫と支出の損益計算をした純収益では上田で三円四四銭、中田で六円六六銭五厘、下田で六円六二銭二厘の増益となった。一年間の労働力は耕地一反当たりで七・四人の節約が可能となり、村全体では牛馬耕可能耕地が一〇町余り、乾田として二毛作可能の耕地が四七町増加したのである。

もちろん水利の飛躍的改善によって

第5節 小坂村の耕地整理

旱害かんがいの憂いもなくなり、水論の紛争も解消した。交通運搬の便利は隔世の感があり、二毛作の増加により農家経済は経営を一新して副業の振興を図ると共に信用組合の発展を促し、村民の共同心を増進させるなどの取り組みによって模範的農村振興が実現した。それは、「我が小坂村の事業として曠古無比こうこむひなるのみならず、我が県下に於おても成功せる第一の大地区にして西は広島、東は埼玉・長野の諸県下より視察者続々として来るの好成績を呈せり」という大成果であった。

一九一四年（大正三）七月一二日に小坂小学校で耕地整理竣工式しゆんこうしきが盛大に挙行され、服部一三兵庫県知事をはじめ数十名の来賓と約一〇〇名の地主が参列した。また、余興には角力や花火なども催された。

出石・神美・小坂にまた 前述の小坂田圃たんぼの耕地整理と並ぶる四部落の耕地整理 んで、出石・神美・小坂の三か町村にまたがる耕地整理も実施された。それは、出石町分（出石町）、水上（小坂村）、宮内・坪井（神美村）の四字の耕地

表 35 出石町分・水上・宮内・坪井耕地整理成績

区 字 地目	第 1 区	第 2 区	第 3 区	合 計
	出石町分・弘原町分	小坂村の内水上	神美村の内宮内・坪井	
田畑	44町1反2畝13歩 7反7畝 1歩	23町 20歩 15歩	69町4反3畝25歩 3反6畝10歩	136町5反6畝28歩 1町1反3畝26歩
田畑計	44町8反9畝14歩	23町 1畝 5歩	69町8反 5歩	137町7反 24歩
原野	—	—	—	—
池沼	—	—	—	—
道路	1町7反8畝12歩	8反 23歩	2町1反9畝14歩	4町7反8畝19歩
溝渠	1町2反2畝 3歩	6反 13歩	4町 9畝13歩	5町9反1畝29歩
堤塘	—	6反1畝17歩	2反7畝28歩	8反9畝15歩
合 計	47町8反9畝29歩	25町 3畝28歩	76町3反7畝	149町3反 27歩

備考 『校補但馬考』による。

である。形状は平坦^{へいたん}で接続しており、出石川の見性寺堰^{ぜき}の水を共同で灌漑^{かんがい}用水に供していた。一九〇九年（明治四二）に四部落の住民が会合をもって耕地整理を計画し、翌年の一月に起工、四年半余りの歳月をかけて一九一四年（大正三）八月に完了した。その成績は表35のとおりであるが、総計一三六町歩余りに及ぶ耕地整理の完成を見る大成果であった。

第六節 交通機関の立ち後れと商工業の停滞

不便な出石 加藤弘之は、一八五二年(嘉永五)に一七歳で初めて江戸へ出た当時の交通事情について、「汽
の交通事情 車や電車は勿論のこと馬車も人力車もない、それゆえ国元から江戸迄百五十里(五六二・五キ

ロメートル)という遠い道を毎日毎日歩行して、それで十五泊ばかりで江戸に到着するようなことで丁度一日
に十里(三三・五キロメートル)程歩行することであった」、「今日(一九二三年(大正二))では、汽車でゆけば車
中に寝て居ても東京から国元迄三十時間足らずでゆかれるのであるから実に雲泥の相違である」といい、ま
た「余は三十六歳のとき、即ち明治四年(一八七二)に一
度郷里に帰省して祖先父母の墓参をした。行きがけには
未だ汽車がない時であるから駕籠旅行で東海道を行き
(中略)帰りには神戸より海路を取った」と述懐している
(『加藤弘之自叙伝』)。

交通不便な辺境の出石から、中央の東京へ出かけてい
くには前途に非常な障害と困難が横たわっていた。齋藤



写真 81 『加藤弘之自叙伝』
(松本和夫氏蔵)